

3月16日及び20日にカナダ政府が発表しました渡航制限（及びその免除対象）について、23日、移民難民市民権省がホームページにおいて案内を出しておりますので、その要点を以下のとおりお知らせいたします。

詳しくは以下のリンク先にあります掲載全文（英文）をご覧ください。

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-special-measures.html>

1 現時点でカナダに渡航、上陸していない労働者、学生、永住者はまだ渡航しないでください。渡航制限の免除対象として発表されていますが（下記2及び3）、未実施であり、2020年3月22日の週の早い時期に免除が有効となる時期をお知らせします。

2 空路渡航における制限は何か

（答）カナダは現在、免除対象となっていない限り、すべての外国人の航空機への搭乗を拒否しています。

制限が免除される特定の場合をのぞき、カナダ国籍者、永住者、米国から渡航する者で少なくとも14日間無症状の特定の外国人のみがカナダに入ることができます。

（以下、制限が免除される場合）

2020年3月20日、カナダ政府はCOVID-19の感染拡大対策のために設けられた渡航制限に関する最新情報を提供しました。カナダで労働、留学、永住を許可された外国人は、空路または陸路でカナダに入国することが許可されます。

有期外国人労働者、有効な留学許可証を保持している、または2020年3月18日以前に留学許可証の承認を受けていた留学生、2020年3月16日以前に永住が承認されていた者で、まだカナダに渡航していない永住者については、これらの制限は免除されます。

（ただし、上記1参照）

ただし、これらの者はカナダ国籍者、永住者と同様に到着時に必要な健康診断を受け、到着後14日間隔離する必要があります。

（以下その他の免除対象）

- カナダの Indian Act に基づいて登録された人々
- 被保護人員
- 新型コロナウイルス対策に関連する目的でカナダ政府の招待で渡航する外国人
- カナダ市民の近親者
- カナダ永住者の近親者
- 近親者の再会を目的としてカナダに入国する権限をカナダ政府の領事官から書面で与えられた人
- 乗り継ぎ目的の乗客

※ 近親者の定義

- (a) 配偶者または事実婚によるパートナー
- (b) 本人またはその配偶者または事実婚によるパートナーの扶養の子供
- (c) (b) 項で言及されている扶養の子供が扶養する子供
- (d) 本人または本人の配偶者または事実婚パートナーの親または継親
- (e) 本人の後見人

3 陸路渡航における制限は何か

(答) カナダと米国両国間の観光やレクリエーションを含む、不要不急の渡航 (Non-Essential Travel) が制限されます。現在お互いの国を訪問しているカナダ国籍者とアメリカ国籍者及び永住者はまだ母国に戻ることができます。

現時点では、米国に渡航して少なくとも 14 日間無症状なカナダ国籍者、永住者、特定の外国人がカナダに入ることができます。

すべての不可欠な (Essential) 出張は可能です。米加両政府は、食料、燃料、医薬品の供給を確保するため両国間のサプライ・チェーンを維持することの重要性を認識しています。外交官、第三国への乗り継ぎを目的としたアメリカ人旅行者、家族の介護、教育または慈善活動を目的とした旅行者は引き続き国境を横断することが許可されます。トラック輸送を含むサプライ・チェーンは今回の措置の影響を受けません。

4 永住者のカナダ再入国は可能か

(答) 新型コロナウイルスの症状が無い永住者はカナダへの再入国が許可されます。症状を示している場合は、飛行機でカナダに旅行することはできませんが、陸路による再入国は可能であり、その場合は 14 日間の隔離をする必要があります。

5 既に合法的にカナダ国内にいる場合、留まることは可能か

(答) 可能。

6 有効なビザまたは電子渡航認証 (eTA) を持っているが、就学または就労許可がない外国人のカナダ入国は可能か

(答) いくつかの例外はありますが、有効なビザまたは eTA を保持している外国人は、現時点では空路でカナダに渡航することはできません。

7 永住権が承認されているが、カナダに未入国です。入国できますか？

(答) 2020年3月20日に発表されたとおり、2020年3月16日に渡航制限が発表される前に永住権が承認されたが、まだ上陸していない外国人はカナダに入国することができます。(ただし、上記 1, 2 及び 3 参照)

以上